

学校法人金城学園並びに金城大学及び金城大学短期大学部と
野々市市との包括連携に関する協定書

学校法人金城学園並びに金城大学及び金城大学短期大学部(以下「学園」とい
う。)と野々市市(以下「市」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、学園と市がそれぞれ有する人的・知的・物的資源を活用し、及び
学園と市が幅広い分野で連携を図りながら協力することにより、地域社会の発展と
人材育成に寄与することを目的とする。

(連携及び協力する事項)

第2条 学園と市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携を図
りながら協力する。

- (1)まちづくり及び地域づくりに関すること
- (2)人材の育成に関すること
- (3)学園の教育及び学術研究並びに社会活動の推進に関すること
- (4)その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

(連携協議会の設置)

第3条 学園と市は、本協定による連携の円滑な推進を図るため、連携協議会を設
置する。

2 連携協議会は、定期的に開催するものとする。その他、連携協議会に関する必要
な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第4条 学園と市は、本協定に基づく活動において知り得た情報については、それぞ
れ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月末日までとする。ただ
し、本協定の有効期間の満了日の2月前までに、学園と市のいずれからも改廃の申
し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項につい
ては、学園と市が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結の証として本協定書を4通作成し、それぞれ署名押印の上、各々1通
を保有する。

平成27年12月21日

学校法人金城学園理事長

加藤 真一



金城大学学長

牛込 静雄



金城大学短期大学部学長

加藤 真一



野々市市長

栗 貴 章